

河川整備計画の点検について

令和3年3月8日

国土交通省 四国地方整備局

高知県

河川整備計画の点検及び変更の位置付け

- 河川整備計画は、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものである。

渡川水系河川整備計画(平成27年2月策定)【P.127】

3.河川整備計画の目標に関する事項

3-3 河川整備計画の対象期間等

本整備計画は、渡川水系河川整備基本方針に基づき、渡川水系の総合的な管理が確保できるよう河川整備の目標及び実施に関する事項を定めるものである。その対象期間は概ね30年間とする。

また、**本整備計画は**、これまでの災害の発生状況、現時点の課題や河道状況等に基づき策定するものであり、**新たな課題の発生、河川整備の進捗、河川状況の変化、気象条件の変化、新たな知見、技術的進歩、社会経済の変化等に合わせ、必要な見直しを行うものとする。**



- 見直しの必要性も含め、定期的に進捗を確認するため、河川整備計画の点検を実施。

【点検の内容】

- 1)流域の社会情勢の変化(土地利用や人口・資産等の変化、近年の災害発生の状況等)
- 2)地域の意向(地域の要望事項)
- 3)事業の進捗状況(事業完了箇所、事業中箇所の進捗状況等)
- 4)事業の進捗の見通し(当面の段階的な整備の予定等)
- 5)河川整備に関する新たな視点



- 必要に応じて河川整備計画の変更を実施。